

射水市建設工事施行に関する工事成績評定要領

平成18年3月27日

告示第44号

(目的)

第1条 この要領は、射水市が所掌する工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行うことにより、もって請負業者の選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が300万円以上の工事について行うものとする。ただし、部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず事業主管部長が必要と認めた場合は、評定の請負金額を変更することができる。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督員(以下「第1次評定者」という。)
- (2) 監督員を指導する者(担当係長(主査以上)。以下「第2次評定者」という。)
- (3) 検査員(以下「第3次評定者」という。)

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと評定者ごとに独立して公正かつ的確に行うものとする。ただし、1つの工事に第3次評定者が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

2 評定は、検査の結果、修補があった場合でも当該修補が行われる前の状況で行うものとする。

3 工事成績の採点は、工事成績採点表(様式第1号)により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は、細目別評定採点表(様式第2号)によるものとする。

5 評定結果は、工事成績評定表(様式第3号)に記録するものとする。

6 評定に当たっては、別に定める「記入方法及び留意事項」及び射水市建設工事施行に関する工事監督要領(平成18年射水市告示第43号)様式第1号「施工プロセス」のチェックリストに定める事項を考慮するものとする。

7 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書(様式第4

号、様式第4号の2)により提出できるものとし、提出があった場合は適切に反映させるものとする。

(評定の時期)

第5条 成績評定の時期は、第3次評定者にあつては完成検査及び部分引渡しに伴う検査の時とし、第1次評定者及び第2次評定者にあつては工事の完成の時とする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、遅滞なく検査命令者に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 第3次評定者は、検査結果通知書の送付に併せ、工事成績評定結果を受注者に通知するものとする。なお、第3次評定者は、工事を監督する事業主管課長にその写しを送付するものとする。

(成績評定結果の保管)

第8条 成績評定結果に係る資料は、事業主管課長で保管するものとする。

(評定の修正)

第9条 事業主管課長は、第7条により通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 事業主管課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。